

令和5年4月1日

大阪港湾局

記念品贈呈の取り扱い基準

(趣旨)

第一条 この基準は、大阪港に係る事業において大阪港湾局が記念品の贈呈を行う際に必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合に記念品を贈呈する。

- 一 大阪港に初入港する船舶（同じ船舶で運航会社が変わった船舶を除く）かつ、次の項目のいずれかに該当する場合。
 - ア 外航貨物船、内航貨物船のうち、定期航路で入港する船舶（スポット配船は対象外）
 - イ 外航客船、内航客船、外航フェリー、内航フェリー
 - ウ 新造船（完成後半年以内で、一回目に限る）
 - エ 前アからウに掲げるもののほか、特に贈呈が必要であると大阪港湾局長（以下「局長」という）が判断した船舶
- 二 大阪港湾局が歓迎訪船（セレモニー）を行う船舶。
- 三 大阪港に新規航路の第1船として入港する船舶（共同運航の場合、船社ごとの第1船を対象とする）。
- 四 前各三号に掲げるもののほか、大阪港湾局が行うポートセールス等において、局長が記念品の贈呈を必要と認めた場合。

(手続き)

第三条 第二条第1項第一号ア、ウ及び第三号の船舶を対象とした記念品の受贈希望者は、船舶の入港が判った時点で、船舶代理店または運航会社等を通じて申請を行う。

- 2 申請は、大阪港湾局が指定する様式に必要事項を記入しメール送付する。ただし、メール送付が困難な場合は、ファクシミリによる送付でも可能とする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。